

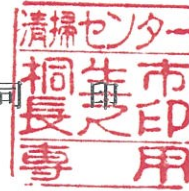
一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 群馬県桐生市広沢町六丁目938番地の1

氏 名 株式会社 中太商店 代表取締役 中島 光弘

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第7条第1項及び第2項・第7条の2第1項）の許可を受けた者であることを証する。

桐生市長 荒木 恵 司



許可の年月日 令和 5年 7月 1日

許可の有効年月日 令和 7年 6月 30日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替え及び保管を除く）

(2) 取扱う一般廃棄物の種類

ごみ（可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ）

2. 許可の条件

- (1) 区域外廃棄物の搬入は行わないこと。
- (2) 当該業に係る他市町村の許可を有している場合、廃棄物運搬車への混載は行わないこと。
- (3) 産業廃棄物の混載、搬入は行わないこと。
- (4) 搬入物検査に協力すること。
- (5) ごみの区分等については、桐生市の指示に従うこと。
- (6) その他関係法令、桐生市条例・規則等を厳守すること。
- (7) 許可条件に違反した場合は、業務の停止、又は許可の取り消しを行う。

当社の許可なきコピーは
無効とします。

株式会社 中太商店